

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	予防接種に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

弘前市長

## 公表日

令和6年9月17日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容	<p>予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を実施する。</p> <p>(対象となる予防接種の種類)          ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項)          ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項)          具体的な事務内容は以下のとおり。          ①毎年、出生者に対し個別予防接種予診票を送付。ただし、一部予防接種については一定の年齢に達した際に追加で送付する。          ②医療機関から返送された予防接種済予診票の履歴を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。          ③予防接種未接種者への通知による受診勧奨する。          ④本人(法定代理人)からの申請に基づき、転入者や予診票を紛失した者その他予診票の発行が必要と認められる者に対して、予防接種予診票の発行を行う。          ⑤本人(法定代理人)からの申請に基づき、弘前市外の自治体で定期予防接種をする場合、予防接種の実施依頼書を作成し、発行する。          ⑥他自治体の長から、定期予防接種の実施依頼を受けた者へ予防接種を実施した際、依頼元の自治体の長へ報告書を送付する(予診票の写しも添付)。          ⑦本人(法定代理人)からの申請に基づき、健康管理システム内で管理している予防接種履歴及び母子健康手帳を参照し、海外渡航等の際に必要な英文の予防接種証明書を発行する。          ⑧予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき給付を行う。          ⑨予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回青森県知事に報告する。その他国又は県から指示された事項について、報告を行う。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(予防接種法附則第7条)          具体的な事務内容は以下のとおり。          ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。          ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。          ③予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証明書の交付を行う。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、弘前市は予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;          1) 1,000人未満          2) 1,000人以上1万人未満          3) 1万人以上10万人未満          4) 10万人以上30万人未満</p>



システム4									
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録</li> <li>・接種記録の管理</li> <li>・転出/死亡時等のフラグ設定</li> <li>・他市区町村への接種記録の照会・提供</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								
3. 特定個人情報ファイル名									
予防接種業務ファイル									
4. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠	<p>○番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項            予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>○番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>○番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>								
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※									
①実施の有無	<table border="0"> <tr> <td>[ 実施する ]</td> <td>           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </td> </tr> </table>	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定						
[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定								
②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第8項及び別表第二            【情報照会】16の2項、17項、18項、19項            【情報提供】16の2項</p>								
6. 評価実施機関における担当部署									
①部署	健康増進課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室								
②所属長の役職名	健康増進課長、新型コロナウイルスワクチン接種対策室長								
7. 他の評価実施機関									

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種業務ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種業務対象者(全年齢)
その必要性	予防接種業務対象者とその実施履歴データ管理のため必要となるもの
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>【識別情報】</li> <li>・対象となる個人を正確に抽出するため必要となるもの</li> <li>【連絡先情報】</li> <li>・通知業務に必要となるもの</li> <li>【業務関係情報】</li> <li>・疾病予防・健康増進の施策を実施するため必要となるもの</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年10月28日
⑥事務担当部署	健康増進課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( ワクチン接種記録システム(VRS) )	
③使用目的 ※	適正な予防接種業務の遂行を図る	
④使用の主体	使用部署	健康増進課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		実施履歴から予防接種対象者の適正な接種スケジュールを把握し、接種勧告を行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合	氏名・住所・生年月日・性別による突合 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)
⑥使用開始日	平成28年10月28日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ] <選択肢> ( ) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	健康管理システム改修業務	
①委託内容	特定個人情報データ標準レイアウトの改版等に伴いシステムの改修を委託する。	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社青森支店	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	文書による承諾願の提出。
	⑥再委託事項	要件定義、設計改修、モジュール適用、動作確認等。



<b>提供先2</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び番号法別表第二の16の3の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2の2)
②提供先における用途	予防接種の実施に関する事務、予防接種の実施の指示に関する事務及び予防接種の実施に必要な協力に関する事務
③提供する情報	予防接種に関する記録に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	情報連携の対象となっている予防接種を受けた当市に居住する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先3</b>	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人情報(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( ワクチン接種記録システム(VRS) )
⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度



**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

〈予防接種業務ファイル〉

**【識別情報】**

個人番号(内部番号)、マイナンバー、団体内統合宛名番号

**【連絡先等情報】**

氏名、氏名カナ、国籍、外国人氏名、外国人氏名カナ、通称名、性別、生年月日、郵便番号、現住所、方書、電話番号、前住所、前方書、送付用郵便番号、送付用住所、送付用方書、世帯主、続柄、小学区、中学区、住所コード、住所本番地、号、世帯番号、異動事由、異動年月日、住民日、住民届出日、住民異動事由、住民削除日、住民削除届出日、住民削除異動事由、住民区分、記載年月日、記載届出日、記載異動事由、転出郵便番号、転出住所名、転出先住所方書、異動届出年月日

**【業務関係情報】**

適用開始日、保険区分、国保被保険者番号、国保退職区分、国保資格区分、国保異動年月日、国保得喪年月日、国保資格、健康手帳更新日付、健診日付、再検診日付、郵便番号5桁、ワクチン名、Lot.No.、実施場所、接種年月日、医療機関、入力年月日

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目〉

個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号



3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;健康管理システム(予防接種)等における措置&gt; 副本登録用の情報は自動抽出され、恣意的な紐付けはできない仕様になっている。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt; 接種会場では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;健康管理システム(予防接種)等における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供NWS専用パソコンは、使用時以外は直接の担当者以外知り得ない場所に保管している。</li> <li>・ID、指紋認証及びパスワードにより権限のない者はシステム等にアクセスできない仕様になっている。</li> <li>・3か月ごと及び人事異動(退職含む)後随時、パスワードを変更することとしている。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるよう制御している。</li> <li>・LG-WAN端末は限定された者しかログインできる権限を保持しない。</li> <li>・ワクチン接種記録システムにおけるログインの認証は、ユーザID/パスワードにて行う。</li> <li>・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</li> </ul>
その他の措置の内容	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>①住民基本台帳システムや健康管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。</li> <li>・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。</li> <li>・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</li> </ul> <p>②特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。</li> <li>・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。</li> </ul> <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p> <p>(移行作業時に関する措置)</p> <p>特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御する。</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。</li> <li>・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。</li> <li>・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業員に対して周知徹底を行う。</li> <li>・テストデータの生成にあたっては、特定個人情報(氏名、住所及び記号・番号等の個人を特定できる情報を含む。)をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、かつ、必要最小限のテストデータのみを生成する。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。</li> <li>・利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。</li> <li>・利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<健康管理システム(予防接種)等における措置> ・業務上知り得た個人情報の他への開示、公表及び配布の禁止。 ・当市の情報セキュリティポリシーの遵守義務。 ・厳重な管理義務、漏えい防止対策の実施の義務付け。 ・契約終了時の個人情報記録媒体等の返還、破棄の義務付け。 ・当市の個人情報保護条例及び個人情報関連法令の趣旨遵守の義務付け。  <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・特定個人情報の安全管理措置等の必要な措置を講ずること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	・委託先と同様のリスク対策の義務付け。 ・再委託元に対し再委託の条件として、再契約元の統括管理のもとに業務実施させることを義務付け。	
その他の措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種管理システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	<弘前市における措置> (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;弘前市における措置&gt; (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける措置&gt; 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【技術的対策】 ワクチン接種管理システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LAN・WAN端末とロケテ、接種記録システムとの通信は暗号化を行っており、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対策を講じている。</p>		
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;予防接種業務に関する事務における措置&gt; 毎年、特定個人情報の取扱者及びその監督者に対し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修受講を義務付けている。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	

## 10. その他のリスク対策

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一障害や情報漏洩が生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示、訂正、利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	弘前市役所 健康こども部 健康増進課 総務係 〒036-8711 弘前市大字野田二丁目7番地1 TEL 0172-37-3750 FAX 0172-37-7749  弘前市役所 健康こども部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-38-3190 FAX 0172-33-9699
②対応方法	問合せ時、内容について記録を残しておく。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年11月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月17日	I-6①部署	健康増進課	健康増進課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室	事後	
令和5年2月17日	I-6②所属長	健康増進課長	健康増進課長、新型コロナウイルスワクチン接種対策室長	事後	
令和5年2月17日	IV-2①連絡先	弘前市役所 健康こども部 健康増進課 総務係 〒036-8711 弘前市大字野田二丁目7番地1 TEL 0172-37-3750 FAX 0172-37-7749	弘前市役所 健康こども部 健康増進課 総務係 〒036-8711 弘前市大字野田二丁目7番地1 TEL 0172-37-3750 FAX 0172-37-7749 弘前市役所 健康こども部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-38-3190 FAX 0172-33-9699	事後	
令和5年2月17日	V-1①実施日	令和3年11月1日	令和4年11月1日	事後	
令和6年3月11日	V-1①実施日	令和4年11月1日	令和5年11月1日	事後	

<p>令和6年9月11日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ①住民基本台帳システムや健康管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を照会し、使用する。</p>	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ①住民基本台帳システムや健康管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を照会し、使用する。</p>		
<p>令和6年9月11日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>		<p>〈弘前市における措置〉 (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</p>		

<p>令和6年9月11日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>〈ワクチン接種記録システムにおける措置〉 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウド</p>	<p>〈弘前市における措置〉 (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。 〈ワクチン接種記録システムにおける措置〉 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関</p>		
------------------	---	---	--	--	--